

## 神栖市シニアクラブ連合会会則

### (目的)

第1条 この会は、市内単位シニアクラブの普及発展を期し、高齢者の福祉増進をはかることを目的とする。

### (名称及び事務所)

第2条 この会は、神栖市シニアクラブ連合会と称し、事務所を神栖市保健・福祉会館内におく。

### (組織)

第3条 この会は、市内単位シニアクラブをもって組織する。

### (事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市内単位シニアクラブの指導育成及び連絡調整に関する事業
- (2) 会員相互の保健と福祉に関する調査研究
- (3) 社会に奉仕する活動の研究
- (4) その他この会の目的達成に必要な事業

2 本会に次の専門部を置く。(細則は内規で定める。)

- (1) スポーツ部
- (2) 文化部

### (役員)

第5条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 15名
- (2) 監事 2名
- (3) 会計 2名

(会長・副会長の選出)

第6条 この会に会長1名、副会長6名以内を置き、理事会において互選する。

(役員を選出方法)

第7条 この役員はすべて評議員の選任とする。

(役員の仕事)

第8条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 監事は会の会計を監査する。

( 役員 の 任期 )

第 9 条 役員 の 任期 は 2 年 と する。但 し、再 任 を 妨 げ ない。

2 補 欠 に よ り 就 任 し た 役 員 の 任 期 は 前 任 者 の 残 任 期 間 と する。

3 役 員 は 任 期 満 了 後 で あ っ て も、後 任 者 が 選 任 さ れ る ま で は そ の 職 務 を 行 う も の と する。

( 役員 の 補 充 )

第 1 0 条 会 長、副 会 長、理 事、監 事 が 欠 け た 時 は、評 議 員 会 は す み や か に 選 任 を 行 う も の と する。

( 顧 問 )

第 1 1 条 こ の 会 に 顧 問 若 干 名 を お く こ と が で き る。顧 問 は 理 事 会 の 推 薦 に よ り 会 長 が 委 嘱 する。顧 問 は 会 務 に つ い て、会 長 の 諮 問 に こ た え る。

( 職 員 )

第 1 2 条 こ の 会 に 次 の 職 員 を お き 会 長 が 委 嘱 する。

(1) 事 務 局 長 1 名

(2) 幹 事 1 名

(3) 書 記 1 名

2 事 務 局 長 は、社 会 福 祉 法 人 神 栖 市 社 会 福 祉 協 議 会 ( 以 下 社 協 と い う。 ) 事 務 局 長 を あ て る。

3 幹 事 及 び 書 記 は、社 協 職 員 を あ て る。

( 会 議 )

第 1 3 条 会 議 は 評 議 員 会 及 び 理 事 会 の 2 種 と し、す べ て 会 長 が 招 集 し 会 議 の 議 長 と な る。

(1) 前 項 の 会 議 は 半 数 以 上 の 出 席 者 が な け れ ば 開 催 す る こ と が で き ない。

(2) 第 1 項 の 会 議 の 議 事 は、出 席 者 の 過 半 数 で 決 し 可 否 同 数 の と き は 議 長 の 決 す る と ころ に よ る。

( 理 事 会 )

第 1 4 条 理 事 は 理 事 会 を 組 織 し、会 務 の 執 行 に あ た る。理 事 会 は 次 の 事 項 を 審 議 す る。

(1) 評 議 員 会 に 提 案 す る 議 案 に 関 す る こ と。

(2) 評 議 員 会 で 委 任 さ れ た 事 項

(3) 諸 規 定 の 制 定 及 び 改 廃 に 関 す る こ と。

(4) そ の 他 必 要 と 認 め る 事 項

( 評議員会 )

第 1 5 条 評議員は市内単位シニアクラブ会長をもってあてる。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他の重要事項

( 経 費 )

第 1 6 条 この会の経費は次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会費の額は、年額 3 6 , 0 0 0 円とし、年中途加入については月割とする。
- (2) 補助金
- (3) 助成金
- (4) 負担金
- (5) その他

( 会 計 )

第 1 7 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

付 則

- (1) この会則は平成 1 7 年 8 月 1 日から施行する。

ただし、平成 1 7 年度事業実施においては、神栖町老人クラブ連合会及び波崎町老人クラブ連合会の役員体制をもって運用する。

(なお、この但し書きについては平成 1 8 年 3 月 3 1 日をもって効力を失う)

平成 1 8 年 1 2 月 2 5 日一部改正

平成 2 0 年 8 月 2 2 日一部改正

## 神栖市シニアクラブ連合会表彰規程

### (目的)

第1条 シニアクラブの健全な育成振興のため、長年にわたる活動に功績のあった役員、又はこれに準ずる者の労を讃えるとともに、これを表彰する。

### (被表彰者)

第2条 表彰は、次に該当する者に対して理事会において協議し、連合会長が表彰する。

(1) 役員としておおむね3期以上在職した者

(2) 前項の他、シニアクラブの活動に特に顕著な功績があると認められた者

第3条 上記(1)(2)に該当する者に対して表彰状及び記念品を贈呈する。ただし、特別の事由がある場合はこの限りではない。

### (表彰)

第4条 表彰は原則として該当年度の翌年度総会時、又はイベント開催時にこれを行う。

### (経費)

第5条 表彰等に係る経費については、全て連合会で負担する。

### 付則

この規程中「役員」とあるは、神栖市シニアクラブ連合会会則第5条に定める者及び評議員をいう。

この規程は、平成18年6月19日より施行する。

## 神栖市シニアクラブ連合会慶弔規程

### (目的)

第1条 この規程は、神栖市シニアクラブ連合会役員相互の協和と親睦を図ることを目的とする。

### (贈呈)

第2条 役員に慶弔等がある場合は、次により祝い金、見舞金、その他を贈るものとする。

	内 容	金額(円)	
1	役員の死亡	10,000	その他花輪1基
2	役員の配偶者の死亡	5,000	
3	役員の病気等の見舞	5,000	10日以上入院の場合

第3条 前条についての返礼は一切行わないものとする。

第4条 この規程以外について必要と認められた場合は、理事会において協議決定する。

### 付則

この規程は、平成18年6月19日より施行する。

## 神栖市シニアクラブ専門部細則

### (目的)

第1条 この細則は、神栖市シニアクラブ連合会会則第4条第2項の会則に基づき本会の専門部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (専門部会)

第2条 本会に次の専門部を置く。

(1)スポーツ・レクリエーション部

ゲートボール、グラウンドゴルフ、輪投げ、クロッカー他

(2)文化・芸能部

研修、芸能、囲碁・将棋他

### (部会役員を選任及び任期)

第3条 部会長は副会長より1名がこれにあたる。

2 各種目の役員は理事がこれにあたる。

3 副部会長は役員の間選とする。

4 役員の間任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠のため選任された者は前任者の残任期間とする。

5 役員は任期満了後も後任者の就任するまではその職務を行う。

### (部会役員の間務)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはこれを代理する。

3 役員は、担当種目の事業運営にあたる。

### (改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会において審議、決定する。

### 付 則

この細則は平成20年2月26日より施行する。

## 神栖市シニアクラブ連合会旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、神栖市シニアクラブ連合会役員等の旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

### (旅費)

第2条 役員等が、県老ク連及び各種関連団体主催の会議に出席した時は、原則として、出席に要した交通費実費及び日当を支給する。

(1) 交通費、私用車での走行距離  $1 \text{ km} \times 30 \text{ 円}$

(2) 日 当

私用車により会を代表して会長又は副会長が出席の時は、近郊市 3,000 円、県(水戸市) 5,000 円

その他の場合は一律 2,000 円

上記の旅費は、次の条件を付して支給する。

公用車及び他のものに同乗した場合は 日当のみとする。

交通費が規程を超過した場合は、実費支給とする。

県及び近郊市の各種関連団体主催の会議(大会参加等は除く)についても、これにあてる。

### (委任)

第3条 この規程に定めのない事項については、会長が定める。

### 付則

この規程は、平成20年2月26日より施行する。